

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年6月2日（平成28年（行情）諮問第404号）

答申日：平成29年2月1日（平成28年度（行情）答申第705号）

事件名：特定文書に係る決裁関連文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する
件

答 申 書

第1 審査会の結論

「防官秘第11303号にかかる決裁関連文書の全て。（裏面に出典をプリントアウト）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年1月12日付け防官文第323号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

処分庁は過去において同様な開示請求に対して開示を行っている〔一例として平成24年12月3日付け防官文第15715号（2012.10.3－本本B660）、平成25年1月31日付け防官文第1098号（2012.10.3－本本B661）〕。

よって本件不開示決定には全く理由はない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「防官秘第11303号にかかる決裁関連文書の全て。」（本件対象文書）の開示を求めるものであるが、本件対象文書が存在しているか否かを答えるだけで、法5条1号に規定する不開示情報を開示することと同様の効果を生じさせることから、法8条の規定に基づき、平成28年1月12日付け防官文第323号により、本件対象文書の存否の応答を拒否する不開示決定（原処分）を行った。本件異議申立ては、原処分に対してされたものである。

2 原処分に至った経緯

本件開示請求書には、請求内容の出典元として「規律違反の申立てに係る調査結果について（防官秘第11303号。27.7.16）」（以下

「添付書類」という。)が添付されており、特定個人が防衛省に対して規律違反の申立て(以下「申立て」という。)を行ったことが読みとれる内容となっていた。

本件開示請求は、特定個人が防衛省に対して申立てを行っていることを前提とするものであり、当該特定個人が防衛省に対して申立てを行ったことは公知の事実ではないことから、添付書類の記載内容を前提とする本件開示請求に対し、該当する行政文書の存在の有無を答えた場合、当該書面に記載されている特定個人が防衛省に対して申立てを行った事実の有無を明らかにすることになり、当該特定個人に係る個人情報に公にすることになることから、本件開示請求に対しては、法8条の規定に基づき本件対象文書の存否の応答を拒否して原処分を行ったものである。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は、「処分庁は過去において同様な開示請求に対して開示を行っている」として、不開示決定の取消しを求めるが、過去の同様な開示請求において、請求内容に該当する行政文書を開示とする決定を行っていたとしても、本件を開示する理由にはあたらない。

また、法に定める開示請求権は何人に対しても等しく認められており、開示請求者が誰であるかなどの個別的事情によって開示決定等の結論に影響を及ぼすものではないことから、仮に不開示とする情報が開示請求者本人の情報であったとしても、それが公知の事実でない限りそのことをもって開示することはできない。

以上のことから、異議申立人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成28年6月2日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ 平成29年1月20日 | 審議 |
| ④ 同月30日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、行政文書開示請求書の裏面には、請求内容の出典が印刷されていると認められる。

処分庁は、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条1号に該当する不開示情報を開示することと同様の効果を生じさせることから、法8条に基づき、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否する原処分を行った。

これに対し、異議申立人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、

原処分が妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の存否応答拒否の適否について検討する。

2 本件対象文書の存否応答拒否の適否について

当審査会において、諮問書に添付されている本件行政文書開示請求書の裏面を確認したところ、防衛省に対して規律違反があったとの申立てを行った特定個人に宛てて、当該申立てに係る調査結果を通知する旨の記載が印刷されていると認められる。

本件開示請求は、請求内容の出典として上記の記載を行政文書開示請求書の裏面に印刷した上で、本件対象文書の開示を求めるものであることからすると、本件対象文書の存否を答えることは、特定個人に宛てて上記の申立てに係る調査結果が通知された事実の有無、ひいては当該特定個人が防衛省に対して上記の申立てを行ったという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものと認められる。

そして、本件存否情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められることから、法5条1号本文前段に該当するところ、当該情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、さらに、同号ただし書ハに該当する事情も存しない。

また、本件存否情報は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、何人にも開示することが必要な情報であるとは考えられないことから、法5条1号ただし書ロに該当するとも認められない。

以上のことから、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条1号の不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否すべきものと認められる。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、処分庁が、過去において同様な開示請求に対して開示を行っている主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条1号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一、委員 池田陽子、委員 下井康史